

広島県告示第三百五十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
安東三丁目十二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町	字	地番	標柱番号
広島市 安佐南区		安東三丁目	毘沙門台 三丁目	一九〇五番二一	標柱一号
				五〇〇〇番二四三	標柱二号
				五〇〇〇番二四三	標柱三号
				一九二一番一〇	標柱四号
				一九〇五番一五	標柱五号